

第8日

平成22年12月10日（金）

午後2時23分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第120号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、総務費におきまして、財政調整基金への積立金の減額、衛生費におきまして、子宮頸がん等ワクチン接種を促進するための予防接種費について補正しようとするものであります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ887万8,000円を追加し、予算総額を269億6,822万9,000円といたしました。

また、歳出に伴う財源といたしまして、県支出金887万8,000円を増額補正いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

追加議案考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後2時25分休憩

午後2時26分再開

議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第96号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） 補正予算書の18、19ページに、ダム対策費として7,700万円ほどの減額がっておりますが、その根拠についてお尋ねいたします。

議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

ダム対策室長（石松隆児君） 先ほどのお尋ねの今回の減額補正についてでございますけれども、譲渡所得の特別控除の特例、これにつきまして協議が必要になりまして、この手続につきましては、水資源機構のほうで進めておりますけれども、この協議がしっかり時間を要するということになりまして、本年度中に契約をできる状態ではないということをお伺っております。したがって、本年度につきまして、大変大きな額になりますけれども、7,700万円ほどの減額補正をさせていただいておるところでございます。

議長（柴田裕隆君） ほかに、6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 補正予算書の5号でございますが、20ページ、3款の民生費3項の生活保護費の2目の扶助費、2億4,700万円を越す多額の扶助費が計上されておるわけでございますが、この原因はやはりこの不況による増加が著しいものなのか、あるいはほかに原因があってこれだけの金額を、まあ、残すところあと3カ月なんですよね、これで、これだけの金額の扶助費が要するというのは何か別に原因があるのか、そこら辺の内容をお聞きしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（三宅 明君） 生活保護費に関します減額の額が大きいということでお尋ねというふうに思います。失礼しました、増額が大きいことでの原因は何かということだろうというふうに思います。

例えば、生活保護の受給者の9月現在の対前年度比を見ますと、27%程度のアップでございます。世帯におきましては、大体25%強のアップでございます。当初予算におきましては、前年度の実績をベースに予算組みをしておりましたけれども、そういう非常に伸び率が高いということが原因の増額でございます。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） 6番田中保光議員。

6番（田中保光君） 急に伸んだというのはわかるんですが、やはりこの経済の低迷が原因で伸んでおるのか、その辺の原因が何かわかれば、考え方として。

議長（柴田裕隆君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（三宅 明君） 原因が何かということで、正確に私どもが分析しておるわけではございませんけれども、確かに受給者の状況を見ますと、失業によるという部分、いわゆる若年層、若い方ですね。もともとは高齢者の方が多いございましたけれども、そういう部分も伸びておる状況ではございますので、おっしゃります部分は少なからず影響はあるというふうに考えております。

議長（柴田裕隆君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される朝倉市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第108号議案朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番田中哲也議員。

12番（田中哲也君） この条例につきまして、実は、基本条例の中で目的等がありますが、その中の7条で基本的施策が8項目、上がっておりますが、この8項目についての具体的な施策は何か考えてあるのか、今後どうされようとしておるのか、それが1件と、3条から6条までの中に市の責務、農業者及び農業団体の責務、それから市民の役割、事業者の役割等が出されてあります。この点につきまして、具体的に市のほうがこの条例を制定したときに、強制、何ていうんですか、指導力、強制力、そういうことができるのか、もし、これの責務等が守られなかったらどうするのか、そういう点を、まずはお尋ねしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

農業振興課長（岩下 孝君） 今、御質問のまず第7条の必要な施策についてということですが、施策の具体的な推進につきましては、現在、条例とあわせまして農林行政審議会というのを設けております。農業振興基本計画の策定を現在進めておるところですが、この基本条例の第7条第1項から第8項までの基本施策を踏まえた計画の策定に現在取り組んでおまして、各施策について、すぐやるもの、また、中・長期的にやるものということで、施策について具体的な計画と照らし合わせて推進していきたいというふうに思っております。

次に、2点目の条例の最初のほうの市の役割とか事業者の役割とかずっとありますが、まずは、この役割の前に、議員御存じのようにこの条例の趣旨等をちょっと述べさせていただきます。

この条例は、農業に対する基本理念とか市が取り組む基本施策を掲げて、農業振興を図っていくことが目的であります。農業が市民に果たしている役割、また、農村が持つ集落機能が果たしている多面的な機能などの深いところを御理解いただいて市民の理解を深め、地産地消とかみんなが農業を育てていくということが農業の振興に知っていく上で必要不可欠ということになっております。こういう面で、市民の理解を深めて、それぞれの立場

で農業を理解し、農業を貴重な財産として市民みんなではぐくんでいくために、この条例を制定しておるといところです。したがって、農業者とか農業団体、農業団体というのはJA組織とか集落営農組織、農業法人等いろいろありますが、そういうみずからが主体的な立場にあることを認識していただきまして、効率的な農業生産を、魅力ある生産と魅力ある農村づくりに取り組み、地元農業が地域に果たしている役割を認識していただき、市民の農産物の販売業者それから量販店とか加工業者、飲食店などの事業者におきましても、地元の農産物の販売とか利用の取り組みを深めていただきまして、それぞれが自覚をしながら役割を担い、みんなで農業をはぐくんでいくというものであります。

まず、主として、条例の制定を市民に十分に周知するというところで、知っていたくことが、まず、大切なことと思っておりますし、まず、これを必要と考えております。以上です。

議長（柴田裕隆君） 12番田中哲也議員。

12番（田中哲也君） 今の農業は非常に厳しいところがあるから、こういう条例つくるのは、必要性は私もあると思いますが、例えば絵にかいたもちで、特にFTAとかTPPという問題が出てきたときに、これで農家がどれだけのメリットがこの条例を施行することによって、利益ちゅうんですか、農家が安心して農業を続けられるとか、そういう何かができないと、具体策ができないと、この条例をつくただけで、努力義務ぐらいでは私はそうそう農家が喜ぶ問題ではないと、そういう考えがあります。そういう点、実施を具体的にどういう格好でしていくのか、それが必要性があると思いますので、それが1点と、実際これをするに5年ごとの見直しということになっております。おおむね21ページの8条は、5年ごとに公表をしていく、見直ししていくというような私は解釈をしております。だから、実施計画でありますけど、やっぱり途中の見直しや、例えばローリングをしていくとか、そういうことをせんと、5年ちょっと今の農業情勢じゃ非常に変わる時間が長いわけですね。だから、単年度で変えていくとか、そういう方法も1つの方法じゃないかと。それとこの推進体制が、最後は、10条ではこの体制の整備に関し必要な措置を講ずるといことが最後に締めてあります。この整備に関する措置というのは、どういう格好でこれが出てくるのか、それをお尋ねしたいと思います。

議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

農林商工部長（牟田芳高君） 条例といいますのは、基本理念、こういったものを掲げておまして、課長が申し上げますように、基本的な施策というものについては基本計画を策定を申し上げ、それに基づいて実施をしていくと。で、その部分につきましては、5年ごとにやっぱり情勢をにらみながらローリングをさしていくという考え方でございます。で、それを推進をしていく中では、条例の第7条にありますような8つの観点から基本的な計画をつくってまいります。で、その部分部分については、それぞれの組織でもって動いてる部分もございまして。そういう横の連携もとりながら、事業の推進をしてまいる

と。そういう中で、当然に組織ということまで連動してまいります。そういう中では、10条として、市長はこの施策を推進するために体制の整備に関し、必要な措置を講ずると。そういうことで条例に明記をしておるものでございます。

議長（柴田裕隆君） 12番田中哲也議員。

12番（田中哲也君） 言わんとするところはわかると思いますけど、これが来年の1月1日からの施行なんです、これ、23年の1月。だから、やっぱり具体策をある程度、つくっていただいて施行していくような方法を私はお願いしたいと思いますが、どうですか。

議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

農林商工部長（牟田芳高君） 条例としては、朝倉市として、これからの農業政策をこのような理念で進めていくということで、先に、このような考え方っていいますですか、これを1月1日で施行させていただきたいと。そして、その理念に基づいた実際の計画、こういったものを現在、並行してつくっておりますので、4月以降に実施をしていきたいという考えでございます。

議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第109号議案財産の処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。11番平田梯子議員。

11番（平田梯子君） この財産の取得に至った経過を簡単に御説明願います。それと目的、それから取得にかかる費用の財源はどうなのか、3点御質問いたします。

議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

農業振興課長（岩下 孝君） まず、既に御存じと思いますが、ことしの3月19日の全協の中で、この荷原畜産団地の公有化についての財産取得の関係について、概要と水源の森整備事業の概要について、それぞれ担当のほうで説明をしたかと思っておりますけども、これにつきましては、旧甘木時代から、畜産団地については昭和47年ごろから3カ年事業ということで、畜産団地が昭和50年から7戸の農家が入植して畜産経営を始めたというのが最初でありまして、入植後10年も経過した中で、昭和58年にそのダムの汚水が進むというような状況がありまして、その状況と加えまして、畜産関係の状況が大変、経営環境が悪化してきたということがありまして、そういう中で旧甘木時代に公有化する話が、方向性が出されまして、今回、用地を取得しようという形で水源の森整備事業を目標として、この用地取得をするということでございます。

買収予定の面積としては、ここに書いておりますように約58.7ヘクタールでありまして、財源につきましては、用地買収関係の財源は、ダム対策室が所管します水源地域振興基金積立金4億5,000万円の中から、今回の用地取得費を活用するというところでございます。

以上です。

議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番田中哲也議員。

12番（田中哲也君） この購入の取得の目的と、今さっきも言われましたけど、財源を、どういう目的でこれを買われるのかをお尋ねします。

議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

ダム対策室長（石松隆児君） 今回の財産の取得の関係につきましてですけれども、水没地内にございます里道にかわるものとして林道を整備するものでございます。つけかえ林道として、路線名としましては江川水浦線ということで、朝倉市の中で大体2.9キロになります。そのうちの一部を取得しまして、用地の取得は一応22年度と23年度での取得をいたすようにいたしております。今回、提案させていただいた分につきましては、そのうちの一部でございます、21.474平方メートルを取得をさせていただくということでございます。以上でございます。

財源につきましては、当然、水資源機構のほうから、その他の財源として市のほうに受託収入をいたしております。

議長（柴田裕隆君） 12番田中哲也議員。

12番（田中哲也君） そしたら、この7,190万円程度のものはこれ補正予算に入っちゃうとですか。ちょっと私は見つけらんじゃったですけど、お願いします。

議長（柴田裕隆君） ダム対策室長。

ダム対策室長（石松隆児君） この件についての補正予算につきましては、6月で補正予算として計上させていただいております。以上でございます。

議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第112号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。19番手嶋栄治議員。

19番（手嶋栄治君） 変更工事の内容をお願いいたします。それと、ついでに工期までお願いいたします。

議長（柴田裕隆君） 教育課長。

教育課長（林 千七君） これにつきましては、朝倉東小学校を今、工事をしているところでございます。今回、変更をお願いしておることにつきましては、実は今、工事をやっているとございますが、実際の工事を行っておるときに予想以上に学校の外壁が状態が悪いということで、これを今、足場を組んでるときに、もう一緒にしたいというのが大きな理由でございます。

1つは外部の改修工事なんですけど、外壁のクラックとかバグレスとか塗装の浮きとか剥離箇所が多く確認されたため、モルタルの下地の補給と改修が必要であるということが一

つです。

それから、雨どいについて支持金具の取り付け部分の腐食があり、継ぎ手の割れ等も確認されたために、取りかえが必要である理由が2つ目でございます。

それから、内部改修工事において廊下天井裏のインサートアンカーが腐食しており、再利用することが困難であるため、新たなアンカーの施工が必要であるということでございます。

それから、4つ目といたしましては、内部塗装工事について耐震改修を行う部分のみの施行を当初考えておりましたけど、実際、塗装を行わない箇所の日焼けや汚れ等が非常に劣化がひどいため、この際、廊下とか階段側面の塗装を行い、教室内の改善を図るということでございます。

増額といたしましては、878万7,450円の増額をお願いしてるところでございます。

それから、工期につきましては、当初22年6月25日から12月24日まで考えておりましたが、塗装工の関係もありまして、平成22年6月25日から来年23年の1月14日までを考えておるところでございます。以上です。

議長（柴田裕隆君） 19番手嶋栄治議員。

19番（手嶋栄治君） これはもう議案質疑ですから、これ以上のことは言いませんけど、あとは委員会で慎重に審議してください。

議長（柴田裕隆君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第113号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第114号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第115号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第116号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第117号議案朝倉市過疎地域自立促進計画杷木地域の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。7番富田栄一議員。

7番(富田栄一君) 資料の17ページを開いていただきたいと思います。過疎地域自立促進計画というのは国の政策だと思いましたが、その中で下から6行目のところに原鶴温泉旅館組合補助金というのがあります。旅館組合として花火大会等イベントをやっているとこも含めての意味なのかもしれませんが、補助金という項目ではちょっとこれでいいのかなというのを、ミスプリントではないかなと思ひまして質問いたします。

議長(柴田裕隆君) 企画政策課長。

企画政策課長(高良恵一君) 今の点につきましては、これは事業名としましては、過疎地域自立促進特別事業という、これは国が決めた事業名がございまして、その事業内容というところの各欄のところでございます。これにつきましては、事業が特定ができれば、過疎対策事業ということで実施がすることができますので、特段問題がないというふうに考えております。

議長(柴田裕隆君) 7番富田議員。

7番(富田栄一君) きょうの田中議員の一般質問でもありましたけれども、行政としての付加価値をどう高めていくかっていうのが、やっぱり政策の中では大事ではないかなと思います。一例としてこの旅館組合の話をしましたけれども、道についても、それから産業についても施設についても過疎という地域の中で書いてあるように、目的としては、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とすると。この目的のためにされるのがこの事業だと思ひますので、後から事業の追加等もできるという話は聞いておりますけれども、もう少し検討をお願いしたいと思ひますし、もう一つ言わせていただくと、旅館組合というのはなくて、旅館協同組合に正式にはなっておりますので、これはちゃんとした資料として残ると思ひますが、ミスプリント等であれば訂正をお願いしたいと思ひます。

議長(柴田裕隆君) 企画政策課長。

企画政策課長(高良恵一君) 先ほど申しましたが、この計画そのものにつきましては、事業内容を特定をしていくという形での名称にしております。正式な名称ではなかった部分については、大変申しわけございませんでした。計画そのものについての変更については、この補助金と原鶴温泉組合補助金という名称そのものは、この計画上での変更は必要はないと考えておりますけれども、先ほど申されましたように、今後これが22年から27年度、6年間の計画でございます。で、当然ここに掲載されている以外のものが、その状況によっては追加事業になるような可能性がございますので、その追加事業になる際には、当然、議会の議決がもう一度必要になってきます。その際にあわせて変更をさせていただけたらというふうに考えております。

議長(柴田裕隆君) ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第118号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘

木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第119号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第120号議案平成22年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第96号議案及び第120号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時57分散会